

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

1 総合的な権利擁護体制の確立と財源確保について

要望内容
都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となっている日常生活自立支援事業については成年後見制度や虐待防止等の権利擁護施策と一緒に市町村における取組みとして移行されるよう、国への働きかけをお願いします。その際には、市町村において十分な財源確保がなされるような仕組みとしてください。
(説明) 日常生活自立支援事業については、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること等の理由から、平成11年度より都道府県社会福祉協議会を実施主体としてスタートされ、既に26年が経過しています。本県では、より利用者に身近な地域で細かな相談援助を継続して実施していくため、県内19市町村社会福祉協議会への事務移管を進め、平成29年度までに全市町村社協での事業実施となっています。
利用者に身近な地域で支援が可能となったことにより、相談件数、利用者数は増加傾向にあり、地域の福祉・保健・医療等の関係機関からの相談は多数寄せられますが、金銭管理を目的とする相談や依頼がほとんどであり、その役割や対象者、支援範囲について十分に理解されていないという課題もあります。特に生活保護受給者の利用は全体の約4割を占めています。福祉事務所のケースワーカーとの役割分担も非常に曖昧であり、専門員が本事業の本来の支援内容以外にも対応せざるを得ない状況が多くみられます。また、生活保護受給者の利用は利用料免除（本人の自己負担なし）であることで臨時支援を含めた支援回数が多いものの、国庫補助算定額が月額7,900円、生活保護利用者の場合は3,000円を加えた月額10,900円の固定額であるため、支援回数の多さにより財源ひっ迫の要因となっています。
第二期成年後見制度利用促進基本計画において、日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめとする権利擁護支援が、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制の基盤として位置付けられました。地域の実情に応じてこれらを一体的に展開することにより、より細やかな支援が図られ、また、潜在的なニーズの掘り起こしにもつながることが期待されます。
こうした状況を踏まえ、地域における権利擁護体制がより充実したものとなるよう、市町村ほか福祉関係機関への制度理解促進や、実施主体を市町村へ移行していくよう個別に強く国への働きかけをお願いします。その際には、市町村において十分な財源確保がなされるような仕組みとしてください。
また、市町村事業への移行までは、これまで通り国・県において財源確保に努めていただくようお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課〕

日常生活自立支援事業については、成年後見制度の利用等権利擁護の観点も併せた運用により、障がい者、高齢者に係る事業と同様に、市町村が主体となることが自然なたとえますが、各市町村（特に小規模町村）の実情等を踏まえると、事業開始以降、貴会を主体として県内統一した実施方法が確立している現在のかたちで市町村における包括的支援体制や他事業との効果的な連携を図っていくことが望ましいと考えます。

併せて、令和7年度予算においては生活保護受給者等の利用実態も加味して増額予算を確保したところですが、日常生活自立支援事業の適切な活用を市町村等に呼びかけるとともに、現実施体制における財源の確保について、引き続き、国に対して要望していきます。なお、各市町村社協での支援における具体的な事業費の把握等実態調査について御協力をお願いします。

2 孤独・孤立対策について

要望内容
えんくるり事業では令和5年度より「ひきこもりの方等の就労体験事業」を実施しています。体験者へ応援金があることや受入施設職員との交流が本人の励みや生活リズムの習得につながっています。生きづらさを抱える方等の体験機会充実に向けた支援をお願いします。
(説明) 本県では、県内47の社会福祉法人が実施する生計困難者等への相談支援事業（以下「えんくるり事業」）の一環として、令和5年度より「ひきこもりの状態にある方等の状況に応じた就労体験事業」を開始しました。家庭環境やいじめ、ストレス、障がいなど、様々な理由によりひきこもりの状態にある方や就労への意欲が低下している方々に対して、体験期間に制限を設けずゆとりをもって取り組めるように支援しています。

「自立相談支援機関」や「とっとりひきこもり生活支援センター」等から本事業につながった方々には、ご本人の希望に沿って受け入れ施設において様々な体験をしていただいています。これまで約2年間で17名の方が体験され、体験内容は、清掃、シーツ交換、畑作業、調理体験、eスポーツなど多岐にわたります。

就労体験を通じて、自身の役割を持つことや、自宅以外の場所で他者と緩やかに交流することによって、閉じこもった状態から少しづつ自信や社会性を取り戻していくことを目指しています。これにより、生活のしづらさの克服や地域社会とのつながりの構築につながるほか、社会参加への意欲が芽生え、最終的には就労につながることも期待されます。一般就労を最終目標とするのではなく、本人が「できること」を一つずつ積み重ねる中で、自己肯定感の回復を図ることも重視しています。

これまでの関わりから、段差をなくした緩やかなスロープのように支援していくことが重要であると考えられ、短期的な関わりではなく傍にいてともに歩み、長期的に寄り添いながら支援する必要があります。

また、体験者には「応援金」として、一日あたり一千円を支給しています。体験者のなかには、応援金の中から毎月一定額を目標に貯金し、見た目の清潔を保つためにひげそりを購入する方や外出するための自転車を購入する方などモチベーションを高める方もいました。

生きづらさを抱える方等を支援する自治体や伴走支援を実施している相談機関等が活用出来る「応援金」のような制度の創設をお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課〕

とっとりひきこもり生活支援センター（以下「センター」）では、ひきこもり状態にある方に社会参加の機会を設け、生活リズムの安定とともに、就労に関する理解や意欲向上を図ること等を目的として、職場体験事業を実施しています。

職場体験事業では、毎年、約20名の方が体験を行っており、職場体験事業の受入先には、日額3,000円の委託料を支払っているところですが、ひきこもりの方の多種多様なニーズに対応するため、また、職場体験を通じた受入れ事業者等のひきこもり支援への理解促進のため、職場体験事業先の拡大を図りたいと考えております。

相談機関等が活用できる「応援金」制度のご提案については、先ずはひきこもり状態にある方の職場体験を実施している貴会とセンターと相談させていただき、相互の既存事業の効果的な連携・拡充を検討したうえで、職場体験機関を通じての体験者への活動費等のモチベーションを高める支援を関係者のご意見を伺いながら検討したいと考えております。

<職場体験事業の概要>

令和6年度実績：実19名、延761回利用

【期間】

1人当たり30回を原則とし、状況に応じて延長可能。90回又は職場体験開始の日から180日を限度とする。

【対象者の要件】

6ヶ月以上自宅にひきこもって社会参加していない状態が続いている方（精神疾患にて、定期的に通院治療している者を原則的に除く）。ただし、関係機関にて協議し必要と判断された場合はこの限りではない。原則として県内在住の方。事業実施年度の4月1日時点で満15歳以上の方。

【体験内容】

ご本人の希望を確認して部品組み立てやシール貼り等の簡易作業、洋菓子やパンの製造販売作業の補助等。

3 福祉人材の確保に向けた支援策の更なる強化について【重点要望】

要望内容

福祉人材の確保・育成・定着に向け、鳥取県福祉人材センターや保育士・保育所支援センター等の関連予算の確保及び、公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」の受講者支援の充実をお願いします。

(説明) 本県の福祉人材の確保・育成・定着に向け鳥取県で様々な支援策を講じていただく中で、本会では鳥取県福祉人材センターや鳥取県保育士・保育所支援センター等の関連事業を鳥取県から委託や補助を受け、その一翼を担っているところです。

現状、県内の介護福祉士養成校は鳥取社会福祉専門学校1校のみとなりました。令和7年度入学生は27人（定員40人、充足率67%）で、その内訳は高卒者7人、外国人15人、公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」訓練生5人となっており、介護需要が高まるなか、介護人材の確保が大きな問題となっています。

また、保育士確保においても、鳥取短期大学幼児教育保育学科の令和7年度入学生は69人（定員100人、充足率69%）で、そのうち公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」訓練生6人となっています。保育士の確保も憂慮される事態が続く状況となっています。

このような状況を踏まえ、鳥取県福祉人材センターや保育士・保育所支援センター等の関連予算の確保及び、介護福祉士及び保育士修学資金等の充実を引き続きお願いします。

また、令和7年度から県が実施されている公共職業訓練生向けの「鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度」は、県内の介護福祉士養成施設にて公共職業訓練制度「職業訓練介護福祉士養成科」（定員16人、充足率31%）の訓練生5人全員が利用されており、失業手当だけでは生活が苦しく学業と生活の両立に不安を抱えるなか、介護福祉士国家資格の取得に専念できる有効な制度として非常に満足され、福祉人材確保の一助となっていることから、鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度の継続実施をお願いします。

さらに、同様に公共職業訓練制度「職業訓練保育士養成科」の訓練生（定員9人、充足率66%）についても2年間で教材費等17万円程度の必要経費が自己負担となることから、生活困難で入校を諦める者や経済的理由で退校する者がなくなるよう生活支援を通じた保育士の人材確保の充実に向けて、県として財政的援助をお願いします。

なお、実施にあたっては公共職業訓練各養成科の定員充足にむけてハローワーク（県立ハローワークを含む）と連携した積極的なPRをお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：福祉保健課、長寿社会課、子育て王国課〕

○福祉人材の確保について

鳥取県福祉人材センターについては、福祉人材の確保・定着のため、日常的な相談窓口に加え、福祉の就職フェアや合同説明会の開催、福祉職場の職員を対象とした各種研修、学生等への福祉の魅力の発信等についても積極的に行っていけるよう、令和8年度においても引き続き予算の確保に努めています。

介護人材の確保については、介護福祉士修学資金（公共職業訓練以外）及び鳥取県介護福祉士修学資金（公共職業訓練）の制度を継続するとともに、必要な予算を確保していきます。また、修学資金制度の周知をはじめ、労働局・ハローワークとも連携して、求職者へPRしていきます。

また、若年層の参入促進のため、貴協議会とも連携して、介護の出前講座等の生徒・保護者・教員に対する働きかけを強化していきます。

【参考】令和7年度予算

介護福祉士等修学資金貸付事業 25,432千円

介護人材確保緊急対策事業（公共職業訓練の修学資金） 13,280千円

○保育人材の確保について

保育士・保育所支援センターについては、令和7年10月1日以降は児童福祉法で県による設置が法定化されることにより、これまで以上に県の役割が明確化されたと考えています。今後も、中高生に向けた保育の魅力発信、学生や潜在保育士等への就職支援、就職後の悩み相談窓口の設置、エルダー・メンター制度の導入促進などを通じて、県内の保育人材の確保・定着に繋げていきたいと考えており、これらの事業について次年度も継続して実施できるよう予算確保に努めます。

また、新たな取組として、地域限定保育士試験の実施に向けて検討していきます。

【参考】令和7年度予算

保育士・保育所支援センター設置・運営事業 21,011千円

若い世代への保育の魅力発信事業 4,661千円

令和7年度から貸付額・貸付対象を拡充した保育士修学資金貸付制度については、引き続き必要な予算を確保するとともに、鳥取短期大学や保育士・保育所支援センターと連携しながら積極的にPRを行い、より多くの方に制度を利用いただき、鳥短の入学者増と県内保育人材の確保につなげていきたいと考えていま

す。

また、「職業訓練保育士養成科」の訓練生に対する財政的支援については、国による失業給付や職業訓練受講給付金などの求職者支援制度の利用状況や、今年度から実施している介護福祉士に対する同制度の効果や課題、生活困難等による退校者等の状況などを検証しながら検討したいと考えます。

公共職業訓練養成科の定員充足に向けては、ハローワークや県立ハローワークが実施する各種就職フェアなどの機会をとらえ、保育の魅力発信を行うなど積極的なPRに努めていきます。

4 福祉団体の運営費補助について【重点要望】

要望内容
障がい者やその家族、ひとり親家庭や寡婦の孤立・孤独を防ぐため、当事者団体の活動が継続され、安定的な運営が維持できるよう各団体の運営費について支援をお願いします。
(説明) 鳥取県社会福祉協議会が事務局を預かる16の福祉団体(※)のうち、鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会、鳥取県母子寡婦福祉連合会の所謂当事者団体は、社会的・経済的に弱い立場の当事者団体として、障がいへの理解や啓発活動、障がい児者の自立と社会参加を促進するための活動支援、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と質の向上及び福祉の増進を図る活動を行っています。
近年、会員の減少、高齢化などにより組織の弱体化が進む中で、会の運営財源を確保するための会費の値上げには容易には理解を得られず、事務委託費の確保などを含め、自主財源のみでは十分な活動を継続していくのが困難な状況になりつつあります。
障がい者やその家族、ひとり親家庭や寡婦の孤立・孤独を防ぐためにも当事者団体の活動の継続は重要であり、また、活動が公的支援の補完的役割を担っていることに鑑み、今後も安定的な運営を維持できるよう各団体の運営費について支援をお願いします。
(※) 参考：鳥取県社会福祉協議会が事務局を受託している団体(16団体) 当事者団体(4団体) 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会 職域団体(8団体) 鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県社会福祉施設経営者協議会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県子ども家庭育み協会、鳥取県母子生活支援施設協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県社会就労センター協議会 職能団体(2団体) 一般社団法人鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会 その他団体(2団体) 鳥取県肢体不自由児協会、鳥取県福祉研究学会
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課、障がい福祉課、家庭支援課〕
鳥取県手をつなぐ育成会、鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会及び一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会には、当事者やその家族の交流の場の確保、生活の安定や質の向上、県の福祉施策向上の増進に繋がることを目的として活動の補助、事業の委託を行っているところであります、重要なものであると認識しております。
今後も、団体の安定的な運営が維持できるよう、それぞれの団体の実情や活動内容を丁寧に伺いご相談しながら適切な支援について来年度に向けて検討します。

5 鳥取県災害福祉支援センターの取組の推進について【重点要望】

要望内容
鳥取県災害福祉支援センターの取組を推進し、平時からの災害への備えを充実するため、所要の予算の確保をお願いします。
(説明) 鳥取県では、令和3年4月に全国に先駆けて「鳥取県災害福祉支援センター」を県社協内に常設し、災

害ケースマネジメントの普及啓発や災害派遣福祉チーム（D W A T）の組成と研修に取り組むとともに、令和4年度からは災害ボランティア活動の強化も災害福祉支援センターの役割とし、支援体制の構築に積極的に取組んでいます。また、本年度新たに、災害時のN P Oやボランティア団体等の活動を下支えするため、平時からの体制づくりを行うこととなりました。

近年、日本各地で地震、風水害をはじめとした災害が頻発し、令和5年台風第7号では鳥取市災害ボランティアセンターの設置運営支援や災害ケースマネジメントの実施支援等を行い、令和6年能登半島地震では鳥取県D W A Tが平成29年に設置されて以来、初めて派遣活動を行いました。

平時から関係者が災害福祉支援活動について話し合い、災害時に円滑な連携ができるようネットワークづくりが必要であり、今後、災害福祉支援ネットワークの拡充・強化に向けた取り組みを進めていきます。

災害ケースマネジメントについては、県内の市町村長や担当者への説明や啓発を進め、社会実装を図ってきたところですが、今後、市町村における具体的な実施体制の構築支援を一層進めていくことが求められます。

令和4年にセンターの業務として位置付けた防災福祉教育は、幼稚園から大学、特別支援学校など各学校で「声かけ」をはじめとした災害時に命を守る行動を伝えるとともに、地域の公民館、自治会などの求めに応じて、災害時にもとり残される人がいない地域づくりの研修会などを開催しています。令和6年度は災害ケースマネジメントの出前説明会などを含めると47回にのぼりました。

D W A Tについては、法人や事業所の協力を得て有資格者への登録の働きかけを継続的に行い、登録者は令和3年度末の52人から231人（令和7年6月現在）にまで拡大しました。併せて、基礎研修やスキルアップ研修など各種研修会の開催、市町村が行う避難所開設運営訓練や当事者団体と連携したD W A Tの活動実践訓練など、チーム員の実践力強化を登録者の拡大と並行して推進しているところです。

また、災害ボランティア活動の強化については、災害時に市町村社協が災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げることができるよう、市町村社協と市町村行政があらかじめ費用負担や役割分担等を定めた協定の締結を支援するとともに、市町村の災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの見直し支援や運営者研修（訓練）、関係機関との連携強化を進めています。今後の災害ボランティアセンターの更なる効果的運営に向けて、I C Tの導入を準備しているところですが、来年度の本格導入に向けた費用についても格段のご配慮いただきますようお願いします。

さらに、N P O、ボランティア団体等に被災地でその力を十分に發揮していただけるよう、鳥取県における受援体制の構築、強化が急務となっています。そのため、県内外のそれら志ざしの高い団体と関係づくり進め、平時からの協力関係の輪を広げていきます。

鳥取県災害福祉支援センターのこうした取組を継続するとともに、今後の課題にも対応できるよう、所要の予算を確保していただきますようお願いします。

現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：危機管理対策課、福祉保健課〕

このたび施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律により、災害時の福祉サービスの提供が明記され福祉的支援の充実等が図られることとなり、鳥取県災害福祉支援センターが担う役割はますます重要なものとなってきたと認識しています。県としても災害時の福祉支援について、平時から災害福祉支援センターを含めた関係機関との連携を密にし、支援体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えています。

災害ケースマネジメントについては、災害福祉支援センターの協力のもと、災害ケースマネジメント協議会による関係機関の連携体制の構築、手引きの作成、研修を通じた人材養成など、社会実装に向けた取組を進めてきたところであります、引き続き市町村における実施体制の構築支援等により実効性の確保を図っていく必要があると考えています。

D W A Tについては、これまでの取組によりチーム員数は年々増えてきており、また研修内容も活動経験のあるチーム員等の意見も踏まえ、より実戦的な内容とするなど充実を図っているところであり、引き続き活動の実効性を高めていきたいと考えています。

要望いただいた災害ボランティアセンターへのI C T導入については、特に大規模災害時において効果的なボランティアの受入に繋がると考えられることから、全県で統一的な仕様でのシステム導入に向け、費用負担等も含め各市町村社協と調整の上、令和8年度の当初予算に向けて検討していきます。

また、N P O等の災害支援団体との連携体制についても更なる強化が必要と考えており、受援調整等を担う災害中間支援組織を鳥取県社会福祉協議会（災害福祉支援センター）に担っていただき、関係機関とも連携しながら体制づくりを進めていきたいと考えています。

今後も、災害福祉支援センターが、その役割を果たしていただけるよう、必要な予算の確保に努めてい

きます。